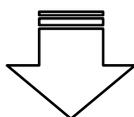


中間前金払に係る手続の流れ

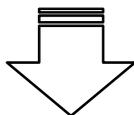
○認定請求

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、中間前金払認定請求書（様式第1号）及び工事工程表（施工内容が分かるもの）、工事履行報告書、その他必要な書類を村に提出します。



○認定調査

村は、提出された工事工程表や工事写真等により、速やかに中間前金払の条件を満たしているかどうかを確認し、その結果を請負者に対し、中間前金払認定書（様式第2号）により通知します。



○中間前払金の請求

認定された請負者は、前払金（中間前払金）請求書（様式第3号）に、保証事業会社の発行した保証証書（原本）を添えて、村に提出します。



○中間前払金の振込

村は、請求を受理した日から14日以内に、請負者の指定する金融機関に中間前払金を振込みます。